

日鶏協回覧板 (会員限り)

「国際獣疫事務局（OIE/WOAH）の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について（令和5年7月26日付畜産局長通知）」が発出されました。

農林水産省は、令和5年7月26日付けでアニマルウェルフェア（以下、AW）についての各畜種と輸送・殺処分に関する新たな国の指針を公表しました。

今までは、（公社）畜産技術協会が作成した「AWの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」を基にAWの普及促進が図られていました。

26日付けで発出された畜産局長通知によれば、近年のAWへの関心の高まりと、我が国も加盟している国際獣疫事務局（OIE/WOAH）でもAWの国際基準が策定されるなど、国際的な動向を踏まえ、さらには輸出の促進も視野に入れたうえで、我が国のAWを国際水準まで引き上げるという基本理念を周知し、また飼養管理等に関する技術的な指針を農水省として新たに示すとのことです。

この新たな畜種横断的な指針では、現場でAWに取り組む生産者に混乱などが生じないように、各項目でOIEコードにある「should（すべき）」の項目を「実施が推奨される事項」、また「desirable（望ましい）」の項目を「将来的な実施が推奨される事項」の2つに区分して、明確に取りまとめてあります。

AWに対応した飼養管理とは、我が国の高温多湿な気候などにも適合しながら、家畜に快適な環境を整え、家畜の健康を維持するために、家畜の飼養者がAWの「5つの自由」の原則を理解し、日々の観察や記録、丁寧な扱い、良質な飼料や水の給与等適切な飼養管理により、たゆまぬ努力と改善を行う事であり、特定の施設や設備を整備することでのみ達成されるものではないというのが農水省の基本的考え方です。

今後は、実施状況を国がモニタリングし、その結果を踏まえて「実施が推奨される事項」については、達成目標年を設定し、可能な項目については、補助事業を受ける際の要件（クロスコンプライアンス）の対象とするなどを検討し、AWの普及・促進を加速化させたいと考えているとのことです。

下記のサイトに詳細が掲載されていますので是非ご確認ください。

■ [農林水産省ホームページ](#)

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>

■ [（公社）畜産技術協会ホームページ](#)

<http://jlta.lin.gr.jp/report/animalwelfare/index.html>

■ [OIEコード（英文サイト）](#)

<https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/>

[一般社団法人 日本養鶏協会](#)

TEL : 03-3297-5515 FAX : 03-3297-5519 E-mail : tamagoyaki@jpa.or.jp

担当 : 浅木、山下